



Yellow Hat



2024年5月20日

各位

会社名 株式会社イエローハット
代表者名 代表取締役社長 堀江 康生
(コード番号 9882 東証プライム)
問合せ先 人事総務部長 飯田 賢一
(Tel: 03-6866-1681)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月20日開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築並びに株主総会及び取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、定款の一部変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</u> ただし、 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u> 第15条～第21条 (条文省略)	(株主総会の招集権者及び議長) 第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u> ただし、 <u>当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u> 第15条～第21条 (条文省略)
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。</u>	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u> <u>ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日：2024年6月20日(木)

定款変更の効力発生日：2024年6月20日(木)

以上